

# 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	カヤカルパー粉粒剤16
供給者の会社名称、住所及び電話番号	
会社名称	三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社
住所	東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号
担当部門	国内マーケティング部
電話番号	03-5290-2740
FAX 番号	03-3231-1176
整理番号	AGA10736Ja_00
推奨用途及び使用上の制限	農薬(植物成長調整剤)

## 2. 危険有害性の要約

### 化学品の GHS 分類

#### 【健康に対する有害性】

酸化性固体	区分 2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 1

\*記載のないものは区分に該当しない、あるいは分類できない。

### GHS ラベル要素

#### 【絵表示又はシンボル】



#### 【注意喚起語】

危険

#### 【危険有害性情報】

H272: 火災助長のおそれ:酸化性物質

H318: 重篤な眼の損傷

#### 【注意書き】

##### [安全対策]

P210: 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

P220: 衣類及び可燃物から遠ざけること。

P280: 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

[応急措置]

P305+P351+P338:

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

P310: 直ちに医師に連絡すること。

P370+P378:

火災の場合:消火するために大量の水、乾燥砂類を使用すること。

[廃棄]

P501: 内容物又は容器を廃棄する場合は、該当法規に従い、都道府県知事等に許可された産業廃棄物処理業者に委託すること。

使用済みの容器は、他の用途に使用しないこと。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物  
化学名又は一般名 : 過酸化カルシウム混合物  
別名 : 過酸化カルシウム製剤

成分	過酸化カルシウム	鉍物質等
含有量	16.0%	84.0%
官報公示整理番号 化審法 安衛法	(1)-190 -	非開示 非開示
CAS RN <sup>®</sup>	1305-79-9	-

4. 応急措置

吸入した場合 : 気分が悪い時は、医師の手当又は診断を受ける。  
皮膚に付着した場合 : 水と石鹼で洗うこと。  
眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
医師の手当を受けること。  
飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。  
気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
応急措置をする者の保護 : 情報なし

5. 火災時の措置

適切な消火剤 : 大量の水、乾燥砂類  
使ってはならない消火剤 : 粉末消火剤、泡消火薬剤  
特有の危険有害性 : 火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。  
熱で容器が爆発するおそれがある。

- 火災に巻き込まれると燃焼を加速する。  
加熱されたり、火災に巻き込まれると、爆発的に分解するおそれがある。  
加熱されたり、不純物が混入すると、爆発するおそれがある。
- 特有の消火方法** : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。  
大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から退避し、燃焼させておく。  
散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を使用すること。
- 消火を行う者の特別な保護具及び予防措置**  
: 消火の際は適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- : 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
関係者以外の立入りを禁止する。  
風上に留まる。  
作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。  
低地から離れる。  
適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。  
立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
- 環境に対する注意事項** : 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材**

- : 大量の場合、漏洩物を回収した後、漏洩区域を大量の水で洗い流す。  
物質を吸込み又は掃き取って廃棄用容器に入れること。  
不活性材料(例えば、乾燥砂又は土等)で流出物を吸収して、化学品廃棄容器に入れる。  
掬い取るか、適切な吸収材によって水表面から除去する。分散剤を使用してはならない。  
危険でなければ漏れを止める。  
容器を冷却して蒸発を抑え、発生した蒸気雲を分散させるため

散水を行う。

少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で覆い更にプラスチックシートで飛散を防止し、雨に濡らさない。

物質を固化して掻き取る。

本製品は水に浮かぶため火災の危険がある。可能ならば、浮いている製品を封じ込めるよう努める。

除去後、汚染現場を水で完全に洗浄する。

蒸気は水噴霧で制御できる。液体が蒸発して更に多くの蒸気を発生させるため、水流はその液体の方に向けないほうがよい。

水で湿らせ、空気中のダストを減らし分散を防ぐ。

- 二次災害の防止策
- : すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
  - 可燃物(木、紙、油等)は漏洩物から隔離する。
  - 漏洩物と水とを接触させてはいけない。また容器内に水を入れてはいけない。
  - 滑らかな滑りやすい表面を床上に形成するので、完全に取除くこと。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

- 技術的対策
- : 可燃物や酸化されやすい物質との混触を避けること。
  - 周辺での高温物の使用を禁止すること。
- 安全取扱注意事項
- : 取扱場所は関係者以外の立ち入りを禁止する。
  - 取り扱いは換気のよいところで行う。
  - 皮膚、粘膜または着衣への付着を避ける。
  - 眼に入らないようにする。
  - 発散した粉塵を吸い込まないようにする。
  - 保護衣、保護眼鏡、保護手袋など適切な保護具を着用する。
  - 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加える、または引きずる等の乱暴な取り扱いをしてはならない。
- 接触回避
- : 「10. 安定性及び反応性」を参照。
- 衛生対策
- : 手洗いや洗眼設備をもうけ、取扱い後には手をよく洗う。
  - 指定された場所以外での飲食や喫煙を禁止する。

### 保管

- 安全な保管条件
- : 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。
  - 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。
  - 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採

光、照明及び換気の設備を設ける。  
混触させてはいけない物質から離して保管すること。  
熱源から離して保管すること。  
火源の近くに保管しないこと。

安全な容器包装材料 : 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用すること。

#### 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 : 未設定  
許容濃度 : 未設定  
設備対策 : 本製品を貯蔵又は使用する設備には、洗眼設備やシャワーを設置することが好ましい。

#### 保護具

呼吸用保護具 : 防塵マスク  
手の保護具 : ゴム手袋  
眼、顔面の保護具 : 保護眼鏡、ゴーグル  
皮膚及び身体の保護具 : 保護衣(長袖)

#### 9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 固体  
色 : 類白色  
臭い : 無臭  
融点/凝固点 : 知見なし  
沸点又は初留点及び沸点範囲 : 知見なし  
可燃性 : 知見なし  
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界 : 知見なし  
引火点 : 知見なし  
自然発火点 : 知見なし  
分解温度 : 知見なし  
pH : 知見なし  
動粘性率 : 知見なし  
溶解度 : 溶媒に対する溶解性: 難溶、水に対する溶解性: 易溶  
n-オクタノール/水分配係数(log 値) : 知見なし  
蒸気圧 : 知見なし  
密度及び/又は相対密度 : 知見なし  
相対ガス密度 : 知見なし

粒子特性 : 知見なし

10. 安定性及び反応性

反応性 : 酸化反応  
 化学的安定性 : 一般的な貯蔵・取扱いにおいて安定である。  
 危険有害反応可能性 : 酸類と反応し酸素を発生、酸化されやすい物質との反応  
 避けるべき条件 : 直射日光、熱、火災、高温物、酸類、有機化合物、硫黄、硫黄化合物、油脂類、その他可燃性物質、酸化されやすい物質との接触を避ける。  
 混触危険物質 : 酸類、有機化合物、硫黄、硫黄化合物、油脂類、その他可燃性物質、酸化されやすい物質  
 危険有害な分解生成物 : 酸類と反応し酸素を発生するので注意をすること。

11. 有害性情報

急性毒性  
 経口 : マウス雄雌 LD<sub>50</sub> >10000 mg/kg [区分に該当しない]  
 経皮 : マウス雄雌 LD<sub>50</sub> >10000 mg/kg [区分に該当しない]  
 吸入 : 知見なし [分類できない]  
 皮膚腐食性/刺激性 : ウサギを用いた皮膚一次刺激性試験において、3 日間の観察の結果、皮膚に変化は認められなかった。 [区分に該当しない]  
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 35%粉剤を用いた、眼粘膜一次刺激性試験(ウサギ)で 21 日間の観察の結果、強い刺激性を認めた。また農薬安全時報別冊(1994)では、ウサギに過酸化カルシウム原体(粉剤)0.1g を適用した眼一次刺激性試験において、非洗眼眼群で角膜に混濁または白濁、虹彩の充血、結膜の発赤及び浮腫等が認められ 21 日まで残存したことに加え、これは成分の過酸化カルシウムが湿潤な条件で水酸化カルシウムに加水分解され、強いアルカリ性によって生じたものであるとの記述がある。これらの情報を踏まえ、区分1とした。 [区分 1]  
 呼吸器感作性又は皮膚感作性 : 知見なし(呼吸器感作性) [分類できない]  
 : モルモットでの 48 時間の試験で皮膚感作性を確認せず。区分に該当しないとした(皮膚感作性)。 [区分に該当しない]  
 生殖細胞変異原性 : 変異原性(染色体異常): 陰性  
 変異原性(微生物): Ames Test 陰性  
 Rec assay 陰性  
 引用文献に基づき、区分に該当しないとした。  
 [区分に該当しない]

発がん性 : 知見なし [分類できない]  
 生殖毒性 : 知見なし [分類できない]  
 特定標的臓器毒性(単回ばく露)

: ラットに過酸化カルシウム(原体)8640mg/kg を経口投与したところ、投与直後から、し眠、立毛及び軽度の利尿が認められたが、4 日以内に回復し、部検でも異常は認められなかった(農薬安全情報、農薬時報別冊)。またマウス及びラットに過酸化カルシウム(原体)5400mg/kg を経皮投与後、一般状態に異常は認められず、また塗布部位の皮膚にも著変はなく、部検所見でも異常は認められなかった(農薬安全情報、農薬時報別冊)。一方、ラットに過酸化カルシウム(原体)1.75mg/L を粉じんとして 4 時間吸引ばく露させて結果、死亡及び被験物質による症状を認めず、病理解剖学的検査においても被験物質による異常は何ら観察されなかったとの報告がある(農薬安全情報、農薬時報別冊)。以上から、経口及び経皮ばく露では区分 2 のガイダンス値を超えた用量で重大な毒性影響が認められていないことから、区分に該当しないに相当するが、吸入ばく露では区分 2 のガイダンス値付近の用量による試験結果がないため、総合すると、分類できないに相当する。 [分類できない]

特定標的臓器毒性(反復ばく露)  
 : 知見なし [分類できない]  
 誤えん有害性 : 知見なし [分類できない]

12. 環境影響情報

水生環境有害性

短期(急性) : データ不足のため、分類できない。 [分類できない]  
 長期(慢性) : データ不足のため、分類できない。 [分類できない]

生態毒性

魚類 : コイ LC<sub>50</sub> (48H) >1000 mg/L  
 甲殻類 : 知見なし  
 藻類 : 知見なし

残留性・分解性 : 知見なし  
 生態蓄積性 : 知見なし  
 土壌中の移動性 : 知見なし  
 オゾン層への有害性 : 知見なし

13. 廃棄上の注意

化学品(残余廃棄物)、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

- 残余廃棄物 : 都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、関係法令を遵守して適正に処理する。  
廃棄処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する。都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。  
使用済みの容器は、他の用途に使用しない。

#### 14. 輸送上の注意

- 国際規制 : 航空輸送は ICAO/IATA 及び海上輸送は IMO の規制に従う
- 国連番号 : UN1457
- 品名(国連輸送名) : 過酸化カルシウム
- 国連分類 : 5.1
- 容器等級 : II
- 海洋汚染物質 : 該当しない

#### 国内規制がある場合の規制情報

- 陸上輸送 : 道路法等に定められている運送方法に従う。
- 海上輸送 : 船舶安全法に定められている運送方法に従う。
- 航空輸送 : 航空法に定められている運送方法に従う。

#### 輸送の特定の安全対策及び条件

- : 輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。  
転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。  
車両、船舶には保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を備える他、緊急時の処理に必要な消火器、工具等を備えておく。  
該当法令に従い、包装、表示、輸送を行う。  
移送時にイエローカード<sup>®</sup>の保持が必要。

緊急時応急措置指針番号 : 140

#### 15. 適用法令

該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報



消防法	:	非該当		
毒物及び劇物取締法	:	非該当		
労働安全衛生法	:	<table border="1"> <tr> <td>施行令別表第 1 第 3 号</td> </tr> <tr> <td>危険物・酸化性の物</td> </tr> </table>	施行令別表第 1 第 3 号	危険物・酸化性の物
施行令別表第 1 第 3 号				
危険物・酸化性の物				
化学物質排出把握管理促進法	:	非該当		
船舶安全法	:	<table border="1"> <tr> <td>危規則第 3 条危険物告示別表第 1</td> </tr> <tr> <td>酸化性物質類・酸化性物質</td> </tr> </table>	危規則第 3 条危険物告示別表第 1	酸化性物質類・酸化性物質
危規則第 3 条危険物告示別表第 1				
酸化性物質類・酸化性物質				
航空法	:	<table border="1"> <tr> <td>施行規則第 194 条危険物告示別表第 1</td> </tr> <tr> <td>酸化性物質類・酸化性物質</td> </tr> </table>	施行規則第 194 条危険物告示別表第 1	酸化性物質類・酸化性物質
施行規則第 194 条危険物告示別表第 1				
酸化性物質類・酸化性物質				
港則法	:	<table border="1"> <tr> <td>法第 21 条 2、則第 12 条、昭和 54 告示 547 別表二リ</td> </tr> <tr> <td>危険物・酸化性物質</td> </tr> </table>	法第 21 条 2、則第 12 条、昭和 54 告示 547 別表二リ	危険物・酸化性物質
法第 21 条 2、則第 12 条、昭和 54 告示 547 別表二リ				
危険物・酸化性物質				
農薬取締法	:	登録番号第 17424 号		

16. その他の情報

引用文献

- ・ 日本化薬株式会社 安全データシート  
カハ<sup>®</sup>-粉粒剤 16 (2022 年 9 月 29 日発行)

記載内容については現時点で入手した資料に基づいて作成しております。記載のデータ及び評価については必ずしも十分ではありませんので、取扱いには注意して下さい。

又、含有量、物理的及び化学的性質、危険・有害性等の記載内容は情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。

なお、注意事項等については通常の実用を前提としたものでありますので、特別な取扱いをする場合には、さらに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。